

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会
第 84 回制度検討作業部会

日時 令和 5 年 9 月 11 日（月） 16：00～17：50

場所 対面・オンライン開催

1. 開会

○事務局

では、準備が整いましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会、電力・ガス事業分科会、電力・ガス基本政策小委員会、第 84 回制度検討作業部会を開催いたします。

委員、オブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

なお、安藤委員におかれましては 16 時 15 分頃からのご出席、男澤委員におかれましては 17 時頃からのご出席、河辺委員におかれましては 16 時 30 分頃からのご参加となります。また、今回は対面とウェブでのハイブリッド開催となります。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行を大橋座長にお願いいたします。

2. 議題

（1）非化石価値取引について

○大橋座長

ありがとうございます。

皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、対面でも大勢の方にご参加いただきまして、ありがとうございます。また、オンラインの方もお時間割いていただいて、ありがとうございます。

本日、対面とウェブのハイブリッドということで開催と、先ほど事務局からあったとおりでございます。

ということで、本日、議題四つございますので、早速ですが、議題の（1）から始めさせていただきます。

最初の議題は、非化石価値取引ということで、資料の 3-1 と 3-2 を事務局よりご用意いただいておりますので、まず、そちらのほうをご説明いただいた後、皆様と意見交換できればと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○事務局

それでは、まず資料3-1をご覧ください。

電力基盤課長の小川です。

3-1は、高度化法の第一フェーズの中間目標達成状況の評価というところで、まず初め、1ページ目をご覧ください。

高度化法に基づく目標、毎年度中間目標を設定しておりますけれども、その評価、今回は2020から22年度、この3か年を第一フェーズとしておりまして、その結果を踏まえて、ある意味、初めてこの評価を行ったものになります。

続きまして、2ページ目以降、これまで本タスクフォースでご議論いただいた点をまとめたものになっております。

まず、評価の方向性でありますけれども、3か年での評価、平均達成率と。ただ、二つ目のポツにありますけれども、第一フェーズ後半、具体的には2022年度、昨年度でありますけれども、昨年度の後半、証書の需給逼迫という状況がありまして、証書購入を希望する事業者が市場で買えないといった事態も生じました。その状況を踏まえまして、平均達成率100%未満でもやや配慮措置を適用することがあるという整理を行っております。その場合の配慮措置のメルクマールとしましては、例えばページが飛びますけれども、5ページ、こちら本年4月の本作業部会で、普通は100%達成か未達成かになるわけですけれども、80%というのを一つのメルクマールにしてはどうかというふうにしていたところであります。

今回、評価に当たりまして、6ページ目になりますけれども、達成未達ではあるけれども配慮措置の対象、それから未達といったカテゴリー分けを行うこととしております。その際に、具体的に未達の配慮措置の対象にするかどうかといった点につきましては、個別の事情も確認の上ということで、ヒアリングを14社に対して行っております。

続きまして、7ページ目でありますけれども、配慮措置の一定の基準というのを満たさない事業者においても、どのような取組を行ってきたかといった点、例えば入札条件、それからこれまでの証書の調達状況、あるいは市場のみならず、相対での購入努力と、こういった点をヒアリングを行った上で、最終的に配慮措置の対象かどうかということ判断することとしております。

その結果につきましては、8ページ目にフロー図で示しておりますけれども、全体14者のうち、配慮対象が5者、それから配慮対象ではないというのが9者になりましたというご報告になります。

具体的な結果につきましては9ページに記しております。まず、この9ページの表の見方ですけれども、一番左が達成率、3年度平均ということで数字が並んでおります。一番上、東京ガス、続くオリックス、これらは配慮措置の適用対象基準とする80%というのを上回っております。したがって、通常であればそのまま配慮措置対象となるわけですけれども、右からは4列目といたしまししょうか、評価の観点でいうと一つ目、最終オークションにおける入札というのがあったかなかったかというところでヒアリング対象になっております。こ

れはということかといいますと、100%行かない事業者、市場で買えなかったといった場合にも、最終オークションには必ず応札してねというのが本作業部会での整理でありました。他方、これら2者においては80%を超えていて、一方でこの最終オークションにおける入札がなかったというところで個別の事情の確認を行ったところでもあります。

結果としましては、東京ガス、これは注が一番下に書いてありますけれども、実は99.66という最終的な数字ですけれども、100%もう行っているというつもりで入札はしなかったといった点、これは事後的に実は行っていなかったということが判明したわけでありまして、既に時が遅かったという事情があるということが分かりましたので、最終的にこちら未達配慮という分類にしております。

一方でオリックス、こちらは80%を超えて、なおかつ最後入札しなかった。この事情は、もう80%を超えているというところで、最後入札しなければ未達になるということは分かりつつ、もうこれ以上は市場での応札をしないという判断であったというところでありまして、こちらにつきましては未達という最終的な整理になるかというふうに考えております。

そのほか、下に未達配慮というのが何者か並んでおります。これら、例えば上から三つ目、四つ目、五つ目、いずれも同じ整理になりますけれども、これまでの調達状況、例えば2020年度、あるいは21年度、必ずしも十分な調達状況ではなかった一方、22年度、最終年度でできる限りの努力をしていたというところ、これは通常ですと20年度、21年度のほうが例えば達成率が高いという中で、22年度は市場での需給逼迫でなかなか買えなくなっているというところでもありますけれども、これら3者は22年度かなり高い率での調達を行っているというところになります。

また、下のほうに行きますと、もう1者未達配慮、大和ハウス工業というところで、こちら平均では80%には届いていない一方で、これまでの調達、20年度、21年度、必ずしも100%ではないんですけれども、こちら個別の事情を確認する限り、実は100%を目指していたんですけども、数字がちょっと計算する中で、結果的に90%にしか行っていなかったというところでありまして、そういった事情も、そのすぐ下の丸紅新電力、数字的には一定程度近いところもありますけれども、20年度、21年度、これまでの証書の調達状況という評価の観点でいうと真ん中の列になりますけれども、ここでYESかNOかというのが未達配慮と未達との分かれ目になっているというのが今回の評価結果になります。

以上、全体をまとめますと、次の10ページ目になります。達成が6割弱で32者というところで、100%に行かなかった事業者が23%ではありますけれども、そのうち配慮対象というのが14%、最終的に未達という形になるのが9者というところでありまして、こうした未達の事業者に対しては、10ページの三つ目のポツにありますけれども、高度化法に基づく指導・助言というのを行うということ、こちらは既に実施しておりまして、この後も、特にこの23年度に入ってから状況というのは引き続きフォローアップを行っていきたいというふうに考えております。

最終的な事業者別のというのは11ページ目以降にあります。達成の事業者も6割弱というところではありますけれども、その最終年度の特に需給逼迫というのを反映しまして、12ページ目をご覧くださいますと、9、一般電気事業者、かなり達成率でいうともう99%を超えるところも多いわけでありまして、結果的に100%に届かず未達と、もちろん配慮対象でありますけれども、こういうカテゴリーに入っているということでありまして、この第一フェーズいろいろありました。なかなか需給逼迫という中で、当初考えていた100%という目標を達成できなかったところもあるという点は制度設計の反省というふうにご覧になっておいて、またこの23年度は新しい仕組みの中で各事業者にも取り組んでいただければというふうにご覧になっておいて。

以上が資料3-1のご報告になります。

続きまして、資料3-2になります。こちらは非化石価値取引についてということで、主には新しくトラッキングの今後の在り方についてご議論いただければと考えておいて、まず初めに、23年度第1回のオークションの結果についてご報告できればというふうにご覧になっておいて。

4ページ目に前回結果というので記しておいて。こちら8月末に23年度の第1回のオークション結果というのが出ておいて。まず22年度、先ほどの第一フェーズでありますけれども、22年度後半に証書の需給逼迫での約定価格が最高価格になったというところがあります。こちらについては23年度から新しい評価フェーズ、単年度の評価になったということで需給バランスは戻っているということ、価格は最低になっているということと、もう一つ、別の再エネ価値のほうは、こちらは着実な増加ということで、最低価格を引き上げたけれども、約定量は過去最高という形になっておいて。

順を追ってみますと、まず5ページ目になります。こちらは高度化法の市場、そのうち非FIT再エネ指定なしのほうであります。グラフで言いますと灰色が売りになります。一方で黄色が買いになりまして、21年度、そして22年度も第1回あたりまではこの灰色がかなり目立ってあると。一方で、22年度2回目辺りからは黄色が立っている、一方灰色がほとんどなくなっているというところ、これが売り買いの売りの量と買いの量のアンバランス、結果的にはこの3か年評価という中で小売事業者の買いが入るタイミングというのが偏ってしまったというところがあります。

今回は一番右でありますけれども、売り買い、それなりに入る中で、約定量が過去最高となったということで、通常、年度の第1回というのは、どちらかというと取引量は少ない中で、今回は第1回から売り買いとも十分に立って、それで一方で価格のほう、この青の折れ線でありますけれども、今までは最低価格のラインであったのが、過去2回最高価格に跳ね上がったというのがあります。こちらがまた最低価格のところに戻ってきているというのが今回の結果になります。

続きまして、6ページ目、こちらは高度化法市場で非FIT再エネ指定ありになります。基本は再エネ指定なしというのと同じ傾向、21年度から22年度初めにかけて灰色の売りが

多く立って、途中からは今度黄色の買いが多く立っているという状況でありました。今回、売りも買いも少量にとどまっているというのは、もしかすると、さきに行われた過去最高の取引量となった再エネ指定なしのほうの取引結果が影響しているのかもしれないというふうに考えております。価格については、先ほどと同様、今回は最低価格となっております。

続きまして、7ページ目、こちらは再エネ価値の取引市場というところで、小売事業者のみならず需要家も参加しているオークションになります。こちらについては、本作業部会のご議論を経て、最低価格0.3円としていたものを0.5円に今回から引き上げております。

一方、取引量のほうは、買いのところ着実に増加しております、今回は過去最高約85億kWhという結果となっております。

続きまして、9ページ目以降、こちらが本日を皮切りに今後ご議論いただきたいトラッキングの見直しというものになります。

まずは9ページをご覧ください。トラッキングの現状になります。この非化石の取引市場、そもそもというところで言いますと、このトラッキングとは無関係に、まずは非化石の価値の取引ということで市場の取引が始まっております。その後、需要家の声、特に再エネの電源の種類、あるいは所在地といったトラッキング情報と呼ばれるものを得たいという声が強まる中で、21年からFIT証書について全量、非FITについても順次ということでこのトラッキング化を進めてきております。このトラッキングの情報、ある意味最初は証書そういうのがない取引で始まったのが、後からこういうトラッキングの情報を証書にも付すという形で今は取引が行われているところであります。

具体的なトラッキングのやり方なんですけれども、11ページをご覧ください。これはこの市場としてトラッキングの成り立ちに影響されているわけなんですけれども、この証書の取引、入札する時点ではこの購入する証書がどんな属性を有しているか。言ってみればこの属性情報、電源種、所在地というのは、入札、オークション後に無償で付与されているというものになります。入札する時点ではあくまで証書の取引ということで札を入れているわけなんですけれども、それと別途、例えば再エネの中でも太陽光がいいとか、風力がいいとか、所在地で言えば埼玉県のものとか、大阪のものと、こういったものを事後的にそれぞれの要望に応じて後から付しているというのが今の仕組みでありまして、これは正直申し上げまして、世界的にもやや特異な形でのトラッキングというのがなされております。

その結果ということで、当初はこのトラッキングを欲しいという要望に対して、FITの全体のトラッキングの情報の量も十分あるというところであったわけなんですけれども、徐々にトラッキングのニーズが高まるにつれて、一部購入者が希望するけれども全部は割り当てられないといった状況も生じております。

例えばということ言いますと、ページを飛びますが、13ページ、こちらはまず太陽光のうち都道府県別というところで、これ自体はなかなか興味深いところではあるんですけども、どういうところが人気があるかといましようか、青のほうは割当ての可能な量、言ってみればFITのうち太陽光のトラッキングということで発電量。それに対して希望量、

ここで言いますとオレンジのが赤で囲っています福岡県では非常に希望が多くなっている。一方で、この福岡での発電がそこまで多くない。そうすると、希望に対してプロラタで割り振っているというのが現状でありまして、この辺り、今回の見直しの狙いにもなりますけれども、よりこういうトラッキング情報にニーズが高ければ、その分を商標価格に反映しているというのがあるのではないかとというのが一つ問題意識であります。

そうした意味での見直しの方向性、11 ページに戻りますと、下から二つ目ですが、購入者が事後的に無償で割り当てられるというのではなくて、自らが欲する情報を得ようとするときに、それを応札価格に反映するといったことができるような仕組みにできないかというのが1点目。

それから、一番最後のところ、そういった意味でもトラッキング情報というのをできるだけ多く供給できるようにしたいというところがあります。

このトラッキング情報の現状ということでいいますと、後ほども出てきますが、12 ページの参考のところをご覧いただければと思います。こちらF I Tのトラッキング割当量ということで、左下のグラフにありますように、右肩上がりで伸びているというところ。一方で、上の枠囲い二つ目のポツ、先ほど触れました、物によっては需給のアンバランスが生じているということがあります。加えてということで、三つ目のポツにありますけども、これは右下の図に関係してきます。トラッキングが可能な量というのが全体ある中で、右下、小売の買取り、あるいは再エネの特定卸供給、これらによって、これらの事業者が優先的にそのトラッキング情報を得るというところがありまして、希望する事業者に渡る割当て可能量が全体の約3分の1にとどまっているというのが現状であります。この点については、後ほど論点2で詳しくご説明したいと思います。

こういった状況を踏まえて、今後というところで、14 ページは今し方はF I Tだったんですけれども、非F I T証書のほうについても幾つかトラッキングの課題というところでお示ししております。

非F I T証書につきましては、現状、市場での取引でのトラッキングの付与というのは一定のちょっと低い比率にとどまっているというのがあります。これは想像するに非F I Tの場合は直接市場を経由しないで発電事業者と小売事業者が直接契約して、そこでやり取りをしている場合には、市場経由でこのトラッキングというのがなかなかあまりニーズと合致しないというのがあるのかなというのがあります。また、再エネ指定のない非F I T証書というもの、具体的にはこちらは原子力が多くなりますけれども、こちらについてはそういった希望も今のところはなく、トラッキングの対象外となっているところあります。

次の15 ページ、こうした状況を踏まえての今後の進め方になります。一つ目はトラッキングの対象というところ。さらには途中触れました現行の優先割当て、さらには今後の入札方法といった点、この辺が今後、今、取引も着実に増加する中で幅広い事業者に影響が及ぶということで、丁寧に事業者のニーズ、それから影響なども確認しながら、年内を目途に見直しの具体策をまとめることができればと考えております。

具体のところ、まず1点目、トラッキングの対象は17ページをご覧くださいと思います。これまで再エネ指定のない非FIT証書というのはトラッキングの対象外というところではありましたというところです。しかし、これら今後はそういった要望が増える。足元でもそういうのも出てきているというお声も実はいただいております、基本的にこれらについてはトラッキングの対象としていくこととしてはどうかというふうに考えております。

また足元、特にこの市場取引ということであると、事業者、小売、買手の希望に応じていうところであるんですが、今後、買手の希望有無にかかわらず全量をトラッキングということで検討を進めていってはどうかというふうに考えているところでもあります。

続きまして、18ページ、こちらが現行の優先割当ての扱いというところでありまして、まず一つ目のポツで触れていますのは、こちらは電気の取引であります。電気の取引としましてFIT、現行は送配電買取りになっている中でも、契約に基づいて特定の小売事業者が供給先になる場合がある。あるいは過去小売買取りだったものというのが継続して残っているということで、電気の取引として特定の小売事業者が特定のFITの発電の電気を契約上買っているというケースがあります。

こうしたケースにつきましては、二つ目のポツにありますように、そうした小売の事業者優先的にトラッキング情報を付与するというのが現在の仕組みでありまして、これにつきましては、次の19スライドに参考であります再エネの大量小委員会、別の場で、特に再エネ関係の小売事業者との関係を整理する中で、こういった電気の扱いとトラッキング情報というのの扱いをそろえていくという形で整理したのが2年前になります。こうした過去の整理ということでいいますと今のような整理になるわけではありますが、18ページに戻りまして下から二つ目のところにありますけれども、もともとはということでは、電気の価値と環境価値を証書化して区分するということがあったわけなので、必ずしも両者をそろえる必要はないのではないかという点、これはいろいろなご意見あるとは思いますが、今のままでいい、あるいは別々にすればいい、この辺りを幅広く、今後、事業者のご意見、本日のご議論を踏まえて、今後、検討を深めていければというふうに考えております。

論点の三つ目は21ページになります。今後、入札時にトラッキング情報の希望を示すといった場合に、例えばどのようなルール、粒度、二つ目のポツにありますけれども、事業者がどこまで選択できるか、再エネといっても細かい区分もあります。発電所の所在地、都道府県単位、市町村単位、細かければ細かいほど、買い側からするといいのかもしれませんが、一方で取引、あるいは取引の約定ルールといったところでの複雑性も増すといったところがあると思いますので、これらについても本日ご議論いただきつつ、また今後、関係事業者のご意見を伺いながら検討を深めていきたいというふうに考えております。

最後、その他ということで2点ご報告を兼ねて記しております。

まず23ページになります。こちらは、発電事業者と需要家の証書の直接取引、世の中の

にはバーチャルP P Aと呼ばれているものでありまして、本作業部会でもこれまでご議論いただきまして、1 ポツに記してあるような、一定の電源に限ってそういった発電事業者と需要家の直接取引というのを認めることとしておりまして、実際にこうした取引は、今、拡大傾向にあるというところでもあります。

こうした中で、さらにということでは要望も出てきております。下から二つ目です。新たに作る、あるいはF I Tを卒業するだけではなくて、出力状況あるいはリプレースといったもの、こういったものもこういう直接取引の対象にしてはどうかというところで、再エネ電源の維持・拡大という趣旨に資するという点で、これらもこの直接取引の対象に加えてはどうかという点であります。

もう一点、27 ページ、こちらはやや実務的な運用になりますけれども、現在行っている非F I T非化石認定というのを現行のやり方を継続というところを記しております。こちらにつきましても、非F I Tの非化石の認定においても、現在はF I T制度を参照すると。例えばバイオマスでありますけれども、F I T制度における認定の基準を同様に用いているというところでもありますので、これは今後も同様に考えていくということ、またもちろんそういったF I Tの対象になっていないもの、水素、アンモニアなどが現状そうですけれども、こういったものは国のほうで新たな認定フローというのを定めていくという現行の扱いを確認的に記したものになります。

長くなりましたが、事務局からのご説明は以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。

まず最初に、中間評価、2020 年から 22 年まで第一フェーズについての達成状況の評価についてご指摘をいただいた後、二つ目に、今回のトラッキングの見直しを含めた非化石価値取引についての方向性のご提案ということがあったということだと思います。

それでは、委員、オブザーバーの皆様方からご意見等頂戴できればと思います。対面の方は手を挙げていただいたらすぐ当てます。ほかの方はチャット欄にコメントを残していただければ、私のほうで指名をさせていただくということをお願いできればと思います。そういう感じでいかがでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、武田委員お願いします。

○武田委員

ご説明ありがとうございます。

資料の3-1について質問させていただきます。結論に異議を申すものではないことを前提に、未達9者に係るエンフォースメントについて質問させていただければと思います。

今回、未達9者に対して指導・助言がなされたということでもありますけれども、エンフォースメントについては、本会において、同じく行政指導とはいえ、勧告も考えられていたと思います。確かに、今後、制度が大きく変わるということでもありますけれども、未達9者の

うち、少なくとも達成率ゼロ%の社に対しては、勧告の対応もあり得たと思います。勧告がなされなかったことについて、何かしらの考慮事由というものがあつたのであれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

事務局からは後ほど言及いただければということで進めさせていただきます。

小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明ありがとうございます。

私からは資料の3-2の21枚目のスライドの今後の入札方法や約定ルールに関してでございますけれども、先ほど課長のほうからも、特に福岡等、特にやはり産地によっては需要と供給でかなりニーズがあつたり、バランスがなかなか取りづらい状況が出てきているということで、そうした産地によっても需要と供給のバランスが取れない状況が生じ得るといふ、そういうご説明がございました。それで、約定ルールを今後考えるに当たりましては、やはり全体として約定がしにくくなることはやはり回避すべきであろうと。またそれによつて証書の流通量自体も減少することがないように、やはり配慮することも大事だといふふうに思っております。一方で、こうした産地等の属性情報もやはり知りたいといふニーズが非常に大きくなつていふ。いわゆるその電源証明型のような、そういう全体的にニーズが高まつていふ中で、そこのバランス、属性情報と需要と供給のインバランスが拡大して約定しにくくなる、証書の流通量自体が減少する、そうしたところの全体のバランスを踏まえながら考えていくことが大事だといふふうに思いました次第でございます。

私からは以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。

続いて、石坂オブザーバーお願いします。

○石坂オブザーバー

オブザーバーが先でよろしかったでしょうか。

○大橋座長

ご指名の順でお願いします。

○石坂オブザーバー

東京ガス、石坂でございます。ご説明ありがとうございます。

1点コメントを申し上げたいのですが、まずコメントの前に一言でございます。資料3-1にありますとおり、私が所属する会社は達成ではなくて未達配慮ということになりました。証書類の算定に社内管理上誤りがあつたということで、大変お恥ずかしい理由でございます。この場で高度化法目標の議論に参加させていただいてまいりましたので、その立場では

当然達成すべきものでしたが、このような結果となり大変申し訳ございませんでした。

本題に戻りまして、資料3-2の非化石価値取引の21ページ、論点③の入札方法と約定ルールについて1点コメントさせていただきます。本資料では、主に本制度の導入による小売電気事業者と需要家側のメリットや影響という視点で記載いただいておりますけれども、この検討に当たりましては、発電事業者のメリットや影響についても配慮いただきたいと思っております。発電事業者にとっては今後FITがなくなっていくというところでございまして、電源の非化石コストをどのように回収していくかというのは、非常に大きな課題になってくるからでございます。具体的には、例えば電源種ごとに取引の細分化ができるのかどうかや、売り入札を含めたマルチプライスを導入したらどうなるかなど、いろいろ考えられると思いますけれども、いずれにしても、今後、発電事業者がコスト回収を見込んだ札が入れやすくなって新規電源の投資促進にも寄与する、そういう仕組みを検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。

曾我委員、お願いします。

○曾我委員

ありがとうございます。

私からは資料の3-2の18ページについて1点だけコメントさせていただきます。

トラッキング情報に対する最近のニーズに対応するために、いわゆる電源証明型に近い制度の見直しをするということで、これによって恐らく再エネ賦課金に係る国民負担の軽減にも資する結果になるのではないかということもあるかと思っております。方向性としては見直しの検討方針ということで基本的には賛同したいと思っております。

一方で、この18ページの特定卸供給に係るものですが、現状10%相当を占めているということだと思います。再エネ特措法に明記された制度ということで、小売電気事業者、発電事業者といった関係者がトラッキング情報とのひもづけへの期待等もあって、能動的に希望してアレンジをする制度と理解をしております。こういった制度を利用してきた関係者の取引の安定性の見地、あるいは期待保護という観点から、この特定卸供給についても放出という形で見直しをするのが、本当にビジネスの観点や安定性の観点から適切なのかという点は、慎重に検討することが望ましいのではないかと感じております。

私からは以上でございます。

○大橋座長

続いて、秋元委員お願いします。

○秋元委員

ご説明ありがとうございました。秋元です。

まず、資料3-1について、武田委員がおっしゃったことと重複いたしますけれども、今回

いろいろゼロ%も含め、その他も低い数字も出ていて、それ全て指導・助言ですか、そういう形だけでいいのかという気は若干持ちました。いずれにしても、今年度はちょっと最初ということで、こういう扱いということは理解するものの、次年度以降も確信犯として未達でいいというような行動を取る事業者も出てくる可能性があって、そういうときに指導・助言といったような緩やかなものでいいのかと。これはやっぱり達成しようとしている事業者のディスインセンティブに今後なっていく可能性もあるので、そういうことをちょっとしっかり見極めていく必要があるかなというふうに思って、この結果を見ていました。それが資料3-1です。

資料3-2についてですけども、今、トラッキングの割当て希望量が増えてきていて、そういう中で全量トラッキングの方向性ということが打ち出されたというふうに理解しています。それ自体検討を進めるということは大変重要だというふうに思いますが、以前、議論したときには、これ全量をトラッキングしていくと発電事業者のレピュテーションリスク等、そういった論点もあったというふうに思いますので、その辺りも含めて、様々な論点があると思いますので、今日お示ししていただいた資料だけではなくて、もう少し幅広い論点もあると思いますので、慎重な検討は必要なんだろうというふうには思いました。

あと、曾我委員がおっしゃった点もそのとおりにかなというふうに思っていて、そこでは、PPAの優先といったようなところがどういうふうに扱っていくのかということについて、やはり事業を先にやっていて、そういう予見性を持って事業を安定的に展開しようと思っていた事業者において、急な制度変更というのはよろしくないと思いますので、その辺りも非常に難しい論点だというふうに思いますので、ぜひ慎重にご検討いただければというふうに思いました。

あと最後ですけども、再エネ価値取引の部分で、非常に活性化して、約定量等も増えてきているというところはいいいわけですけども、これまでの議論ということをもう一回振り返りたいと思うんですけども。再エネ価値取引の最低価格と高度化法の最低価格が開いていることによって価格転嫁が難しいといったような論点もあったかと思しますので、今回0.3円から0.4円に引き上げたけども、過去最高の約定量という結果でございましたんで、そういった状況も踏まえながら、この高度化法の最低価格と再エネ価値取引市場の最低価格の差を一層を縮めるといったようなことも含めて、ちょっとメリット、デメリットあるという理解はしていますけども、さらにフェーズが変わってくる中で再度検討が必要ではないかなという感想を持ちました。

以上です。

○大橋座長

続いて、松村委員お願いします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○大橋座長

はい。

○松村委員

発言します。

私も、資料3-2だけです。まず、特定の地域、あるいは特定の属性を備えたFITの証書に関して需要が超過することが起こったときに、より高い札を入れた人から優先的に割り当てるのは自然な制度設計だと思います。したがって、そのような希望があって競合し、全ての需要を満たすことができないときに、より高い札を、つまりより高い価格を払ってくれる人に割り当てていく原則が機能するよう、変更を提案しているのだと思います。その点支持します。

既に整理されているものとバッティングする面がある。FITの証書も買い、それから電気も買うときに、今までの整理だと、わざわざ分ける必要はないので、その電気を買っている人はその地域の証書も優先的に割り当てるという発想自体は不自然な整理ではなかったと思う。これから価格差をつけていこうというときに、それを今までやっていて急な制度変更は問題と言い出して、本当にその既得権益を守ることが正しいのかということは十分慎重に考えていただきたい。つまり、これFITではなく、FITに依存しないビジネスモデルとして、PPAでやるとすれば、今回の件ではないですけど、何か急な制度変更をするのはとんでもないとかという議論はあり得ると思う。しかし今回の件はもともとFITでは環境価値は全体に帰属するのが大原則だったはず。だけどころいう制度を始めたときにわざわざ変えることないと整理したというだけのこと。まるで当然の既得権益とする発想が本当にいいのかとは十分考える必要があると思います。しかし一方で、確かに電気も買っていて証書も買うのをわざわざ分ける、分けなくても済むのにわざわざ分けるという必要もないと思うので、ある種の優先は残るということはあってもいいと思う。例えば、制度が複雑になるからこの提案が却下されても仕方ないと思うのですが、選択肢としては、例えば高い価格をつけたほうから買うが、同じ価格がついたときには、今まで優先されていたところからまず割り当てて、そうでないところがその次の順位になるという、同じ価格がついたときの優先順位で優遇するやり方もありえる。これで足りないなら、価格差がついたとすると、その価格差の部分を負担はしてもらうけれど、自分は仮に最低価格で入札していたとしても、価格差を事後的に支払うことを前提に証書としてはそれを確保できると整理することもできる。その証書をどうしても確保するためにむやみに高い札を入れる必要性はないかもしれないのだけれど、それが欲しいといって高い価格を出して受け取っているという人と同じコストは負担することを前提として、今までどおり割り当てる。このような制度設計だって可能なはず。したがって、かつての制度、かつての整理はわざわざ分ける必要がないということでやったというのと、今、私が言ったのは矛盾していないと思います。今までのビジネスというのを優遇するために、今までどおりにやりますという単純な選択肢だけを考えるのではなく、完全にその優先を外してしまうというのと、今までどおりやりますという間には、一定の優先は残っているのだけれど、それでも今回の趣旨、つまりより

高い価格を払う人により優先的に割り当てるという趣旨と反しない整理も可能だと思います。安直な2択でこの後どちらにするのかという議論にならないように、いろんな可能性を考えて整理していただければと思います。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

続いて、男澤委員お願いします。

○男澤委員

ありがとうございます。私からは資料3-2に関して1点コメントさせていただきます。

23 ページにございます発電事業者と需要家の非FIT再エネ証書の直接取引についてでございます。こちらですけれども、やはり需要家のバーチャルPPAに対するニーズというものは非常に強く感じるところでございますし、こうした取組はご記載いただいているとおりでございますけれども、再エネ電源の維持拡大に資するものと考えますので、ご記載いただいておりますとおり2022年度以降の出力増強や改良がなされた非FIT電源についても、発電事業者と需要者間の非FIT再エネ証書の直接取引を認めるというご提案の方向に賛同いたします。

また、少し実務的なことでございまして、このタスクフォースで議論することではないのかなとも思いますけれども、こうした取引のより一層の浸透拡大におきましては、特にバーチャルPPAに関しては、必ずしも取引を行った結果、どのように帳簿に反映するかという、いわゆる会計処理の部分が必ずしも明確でないといったようなことがございます。こういったものが今後の取引の拡大等の阻害要因にならないように、いろんな観点に目配せをしながら進めていただければと思います。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

続いて、すみません、続いて小林オブザーバーお願いします。あ、違いました。大変失礼しました。そうですね、佐々木オブザーバーお願いします。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。佐々木です。

私からは、資料3-2、証書のトラッキングについて、1点コメントさせていただきます。トラッキングの見直しについて記載いただいた現状整理と課題、それから今後の在り方について整理を拝見しまして、本件の議論が始まった当初から様々状況の変化があったと認識しております。このような中、電源構成開示ルール等を定めた電力の小売営業に関する指針についてもアップデートすべき点というのがあるのではないかなと感じました。今後の議論次第ではありますけれども、それらを踏まえて、小売営業に関する指針についても、必要に応じてご検討いただければ幸いかなと思いました。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

続いて、小林オブザーバーをお願いします。

○小林オブザーバー

出光の小林でございます。ご指名ありがとうございます。

私のほうから資料3-2について発言をさせていただきたいと思います。売手と買手という視点でコメントさせていただきたいと思います。

まず売手という目線で参りますと、対象の中に水素、アンモニア、も属性情報として加わっていくということは、脱炭素への取組の価値が評価されることでもありますし、歓迎されるのではないかなと思っています。それと、今後の運用次第ということになるとは思いますけれども、地域や電源種別などの属性によって、購入量のニーズがどうしても偏在してしまうんじゃないかという観点がありまして、自分の証書が売れ残ってしまうという可能性も懸念としてあるというところです。

それと、次に買手の視点ということで行きますと、やはりこういった属性情報のついた証書を購入することで、我々小売事業者として様々なメニューやサービスも創出できるのではないかという期待も非常にあります。

そういった意味でも、この方向性というのは賛同させていただきたいとは思いますが、もう一方で、今後、非化石価値とセットのシングルプライスオークションという形で進めていくのがあるのかどうかということも含めて、今後、ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続いて、中谷オブザーバーをお願いします。

○中谷オブザーバー

ありがとうございます。

私からは、資料3-2のトラッキングの対象と、入札方法・約定ルールについて発言させていただきます。

まず、トラッキングの対象について、資料の15ページに記載されていますとおり、小売事業者、それから需要家のニーズに加えて、発電事業者にも聞き取るなど、各事業者の事情を踏まえて対象を考慮いただきたいと思います。

それから、入札方法・約定ルールについてですが、今後議論を深める必要があるとは思いますが、21ページの2ポツ目にあるように、仮にトラッキング情報の希望が満たされない場合に、約定されないルールとすると、非化石価値の取引量全体が低下するおそれがあると考えます。取引量の低下につきましては、非化石電源の拡大に逆行することになりますので、新しい制度は取引活性化に資するよう、丁寧な検討をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続いて、國松オブザーバーをお願いします。

○國松オブザーバー

はい。ありがとうございます。日本卸電力取引所、國松です。

私のほうは、まず高度化法の第一フェーズの中間目標に関してでございます。委員の先生方からもいろいろ意見が出てございますが、実際に、これは費用の面で大きな違い、ゼロ%の者と、これ、目標設定、目標を達成した、100%を設定した者では、下手すると億の費用の違いが出てまいっているかと思えます。そういった経済的なところで差がつくところがある中で、その未達のときの罰則的なものというのは、それこそ勧告というものが適切なのかどうかと。名称公表が適切なのかどうかというところはあろうかと思えます。その辺りは、やはり費用をかけて達成していくものではありませんから、かけなかったものがどういう罰を受けるのかというところは、何か考え方はあるのかなとは思えます。

また、3年間、第一フェーズは3年間の平均でいくという形を取った以上、やはりこういうことになってしまうのは致し方ない部分かと。今年度から、単年評価に変えていくというところに関しましては、非常に分かりやすくなって、いい点かと思っております。ただ、やはり5億、年間5億kWhでの線引きというのが果たして適切かどうか、5億以上と以下のところで、費用では実際にどのぐらい5億を超えてしまうと負担が増えるのか。それは5億以上売っている小売電気事業者には適切な負担なのかどうかというのも踏まえて考えていかなければいけない。

また、これまでグランドファザリング、今年度もグランドファザリングでやっていくわけですが、それを2030年までを考えたときに、どう捉えていくのが適切であるのか。2030年の目標設定を各者の割当てで達成できるものではない。それとは別なところで、やはり非化石割合というのは上げていく努力をしつつ、小売電気事業者に課せられた義務というのをどう捉まえて目標設定をして、そういうものの負担をどう考えていくのかというのは、2030年が近づくとつれて、もう少し現実的に、目標に合わせた設定方法というのを考えていかなければいけないのではないかと思います。

また、それはできる限り単純であることというのが必要になるかと思います。例えば非FIT非化石の年間発電量を皆さんで同じ%達成するというのが一番分かりやすい形です。多く持っている方は、それを売ることによって収入を得る。足りない方は、それを買う。それを全小売電気事業者でやるということにすれば、分かりやすいといえば分かりやすい。いろいろな既に持っていた人に対する優位性とかという問題があるかもしれませんが、分かりやすさというものをどこかで入れていくのかというのはポイントになろうかと思います。

もう一点は、議論いただいております新しいトラッキングの在り方に関しまして、現在、

この業務に関しましては、私どものほうで引き受けさせていただいております。私どもとしまして、国と協力しながら、国に協力しながら、いい制度というものの導入に向けて進んでまいりたいと思っております。また、そこには丁寧な説明、議論というものが必要だというのは認識しております。私どもとしまして、多くの人から意見を受け、それをまたまとめ上げ、なるべく早めに提案に持っていきたいと思っております。そのために、やはりありますのは、特定卸をどうしていくのかというのは、これは結構大きな問題かなと私どもも思っております。いろいろな考え方があろうかと思っておりますけれども、優先の仕方というのはやはりいろいろあろうかとは思っております。ただ、優先されるんだけれども、既に今でも購入されていない事業者というのは、お金を払っていない事業者ですね。そのままみんなのものになってしまっている。特定卸供給を受けても、非化石価値を買っていないという事業者もそれなりの数いるという中で、それを守らなければいけないのかというのは、議論が必要かとも思います。これまでのところ、どの程度優先するのかというのは、いろんな形があろうかと思っておりますけれども、なるべく多くの方が納得できる、正しそうな、何が正しいというのは難しいわけですが、正しそうなルールというのをしっかりと議論して、つくってまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。

それでは、小鶴オブザーバーをお願いします。

○小鶴オブザーバー

資料3-2の非化石価値取引について発言させていただきます。FIT証書の優先割当ての扱いについて、今後、詳細な議論が行われると認識しておりますが、先ほどからも議論がありますとおり、現状、需要家様から発電所や発電者を特定するニーズがありまして、実際にそのような内容で契約している需要家さんも多くいらっしゃいます。今後、現行の再エネ特定卸供給の仕組みや、特定の発電所の属性を希望できる設備特定申請に該当する仕組みをどのようにしていくのか、検討されることと思っておりますが、そういった点にもご配慮いただければ幸いです。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

齊藤オブザーバー、お願いします。

○齊藤オブザーバー

齊藤でございます。

資料3-2の21ページにおけます属性情報の粒度についてコメントさせていただきます。属性情報に関する多様なニーズにつきましては、相対取引の場合につきましては、売手・買手双方がすり合わせを行うことができますが、市場取引の場合につきましては、どのように

双方のニーズを調整して、そのニーズを取引に反映させていくのか、これについては非常に難しい課題としますので、先行しております海外の事例も参考にしながら、慎重な検討をお願いしたいと思います。

また、今後の検討に際しましては、買手のみならず、売手のニーズも確認いただいた上で、市場取引の利便性の確保にも留意しつつ、検討を深めていただければと思います。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。

以上でお手が挙がっている委員、オブザーバーからは、ご発言いただいたということでございます。

事務局のほうから、ご質問も幾つかありましたので、併せてお答えいただけますでしょうか。

○事務局

様々なご意見、また多角的な視点から、ご意見、コメントありがとうございました。

まず、資料3-1についてであります。武田委員からご質問いただいております、勧告には至らないのかという点であります。これは大変悩ましいところではありまして、資料3-1の9ページの表でも、同じ未達でも差があるように見えるというところでもあります。この点は、幾つかご意見の中にもありました。今回、3か年の評価という中で、また、この3年間の間に証書の取引の市場での変化、それと直接には関係ないんですけども、電力、卸電力の取引なども様々な変動があった中で、事業者の取組にも差が出ているというところというのは認識しております。

また、これは國松オブザーバーからご指摘のあった5kWhというのにも関係するんですが、9ページでありますように、事業者によっては、3か年のうちのある年に引っかけ、引っかけると言うと言つと変ですが、対象になってくるといったような難しさもありました。そういった、もろもろを踏まえて、今回、最初の評価というところで、指導・助言というのにとどめている一方、中身的には、当然、差も出てきております。指導・助言の中身としても差がありまして、2023年度から単年度評価になるという意味では、既に秋元委員、その他からもいただいているような、今後の対応、またこの場でご議論いただきたいというふうに考えておりますし、私どもとしましては、事業者とのコミュニケーションという意味でも、途中段階の取組状況をしっかり確認しつつ、最終的な単年度の評価でどのような対応を想定するかという点、またこの場でご議論いただければというふうに考えております。

それから、資料3-2につきましては、本当に、本日はまず初回ということでもありますけれども、今後を考える上で、いろいろな視点からのご意見をいただきまして、ありがとうございました。特に発電側の観点は、各オブザーバーからもいただいております。小売需要家のみならず、発電事業者から見たときになんかという点は、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

また、秋元委員から発電側のレピュテーションリスクの話もありました。過去、特にF I T 証書の小さな事業者についてどう扱うかというところは、確かにご議論いただいております。いずれにしろ、全量といったときに発電側の、これもどのような粒度のトラッキングというのをしていくかによって、影響も変わってくるというところがありますので、その点も併せて今後の議論に、今後、ご議論いただければと思っております。

それから、特に特定卸、小売買取りという難しい論点、こちらにつきましては、松村委員からはゼロイチではないよというご提案もいただいております。この辺りは、実態が今どうなっているかというの踏まえつつ、どういった最終的な解決策があるかというところについて、丁寧に議論を進めていければというふうに考えております。

この取引の在り方につきましては、特に非F I Tのところについて、高度化法の市場でのシングルプライス、約定の方法ですとかといった点のご意見もいただきました。ちょうどよい機会でありますので、トラッキングの見直しとともに、取引の在り方のところも今後検討を深めていければというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

本日は、基本的に2点ご議論させていただいて、一つは第一フェーズの評価についてということで、様々ご意見をいただきました。エンフォースメントについても、ご指摘いただいたところ。今後、本日のご指摘踏まえて、第二フェーズでも、しっかり、さらに取組を進めていくということで、ぜひお願いできればということだと思えます。

トラッキングについては、本日は論点をご議論いただいたということで、今後詰めていくということですが、これまで特にF I Tについては非化石というものなく、まず特定卸の取引を始めたという経緯もあって、そうした中で、だんだん実物と、あと証書というものについて、切り分けて捉えていくような議論になっていったという経緯の中で、社会のニーズも徐々に変わってきているということはしっかり捉まえて、制度に生かしていくということは大変重要だということのご指摘をいただいたんだと思えます。

会計上の処理のご指摘もいただきました。そういう点も含めて、今後、しっかり取引が活性化するような方向でご議論いただきたいというのが、委員、オブザーバーの総意だったのかなと思えます。引き続き、事務局について、取組の検討をお願いできればと思えます。

(2) 予備電源について

○大橋座長

それでは、議題の1はこのくらいにいたしまして、議題の2、予備電源についてということで、資料4をご用意いただいておりますので、まずご説明のほうをお願いいたします。

○事務局

では、事務局から、資料4に基づいて予備電源についてご説明をさせていただきます。

予備電源について大きく三つ、今回は支払いスケジュールと修繕費の考え方、それから発電設備の休止に伴う措置について、本日は扱いたいと思います。

まず支払いスケジュールでございますけれども、予備電源の費用ですが、託送料金を原資としていると。一般送配電事業者から広域機関に、請求に基づいて支払いが行われ、広域機関から予備電源を休止維持する発電事業者に支払われるという、こういう費用の流れになります。

こうした中で、支払いのスケジュールの検討に当たっては、託送料金が原資として使われるというところ、確実に支払いが見込めるという点と、それから支払い手続を簡便に行って事務コストを抑えるという点も考慮が必要であると。さらには、発電事業者に金利等の資金調達コストが発生する場合には、それも事業報酬の内数として本制度の対象費用に含めることができる。こうした点を踏まえ、年1回の支払いとすることで支障がないのではないかと考えております。

これ、具体的には、当該年度、n年度の予備電源費用というのは、翌年度にまとめて支払われる形としてはどうかと考えております。

また、この場合に、おおむね初年度に修繕や定期検査が行われるような場合ということが想定されますけれども、こういった場合には、発電事業者の支出額というのが、期間中を通して見ますと、年度によっては偏る可能性が出てくるということでもありますけれども、支払うべき予備電源としての価値というのは、年度によって変わらないというふうに考えられますので、発電事業者への支払いというのは、制度適用期間内では年ごとに均等化することとしてはどうかということでございます。

次の3ページに、少し視覚的に分かりやすく整理をさせていただきます。

続いて、修繕費の考え方に参ります。

5ページですけれども、予備電源制度、こちらは供給力不足時に立ち上げられるようにということで、必要な修繕、あるいは定期検査等の事前実施を可能とするという観点から、休止維持に必要な最低限の修繕費を対象費用に含めることとしております。しかしながら、予備電源の候補というのは高経年火力が中心となるということで、設備の腐食状況等を事前に全て評価するというのはなかなか難しく、設備状況、あるいは必要と見込まれる修繕作業等、ある程度事前に推測をして金額を見積もることになることが想定されます。

こういったことから、想定より腐食等が進んでいた場合の追加の修繕、あるいは逆に工事が不要となるというような状況も、実際には想定されるかと思えます。

こういった費用の考え方、別の制度として参考に見てみますと、長期脱炭素電源オークションにおきましては、長期間にわたる新規投資ということで、入札価格には予備費として建設費の10%を織り込むことができることとしております。また、入札価格に織り込むことが認められる金額よりも実際の工事費負担金が高くなるという場合には、支払い額の個別の修正というのは行わずに、ペナルティーの科されない市場体質をも認めております。

予備電源に戻りますと、事前に設備状況等を完璧に把握するというのは難しくても、必要となる可能性のある修繕内容・価格・期間等は、ある程度事前に予測ができるのではないかと考えられます。こういったことから、入札時の価格から修繕費を事後的に増額するというのは認めないこととしてはどうかと考えます。

また、本制度は総合評価落札方式で落札電源を決定するとしておりますけれども、容量市場ですとか、長期脱炭素電源オークションと比較をしますと、事前の価格競争が相対的に働きにくいというふうに考えられるため、事業者が本来修繕が必要となる可能性が低いものまで費用に織り込むなど、実際に修繕を行わないような事態も想定されるといったところをどういった形で防いでいくかということが、考えるべきポイントとなってくると思えます。

こうした点、例えば事後的に修繕等の実施状況を確認して、実施しなかった修繕の分の費用については支払わないといったところも一案と考えられますけれども、こういった点をどう考えるか。そういう措置を具体的に講じる時に、どういう方法を取るかというところ、今後検討を深めることとしてはどうかとしております。この辺りは、各組織間の役割分担も含めて、きちっと丁寧に議論をしていくことが必要と考えております。

続いて、後ろのほうは参考ですので飛ばさせていただきます、3番目の発電設備の休止に伴う措置というところでございます。

9ページですけれども、発電設備の休止ですが、現状では、電気事業法施行規則に基づいて、事前に届出が必要となる。具体的には10万kWh以上の電源を休止する場合には、その予定日の9か月前までの届出が必要とされています。

また、過去の電力・ガス基本政策小委員会における議論に基づきますと、同様に10万kWh以上の電源の休止に当たっては、発電情報掲示板に情報を掲示するというを基本として、小売電気事業者とのマッチングを進めるということが求められております。

こうした仕組みと今回の予備電源の段取りとの関係は、整理が必要になるということで、こちらで示しております。

まず、電気事業法に基づく届出でありますけれども、稼働電源が休止判断を経て予備電源となる場合においては、休止する9か月前までに届出の提出を求めるということとなります。これは現行の制度のとおりに対応ということでありまして、また、予備電源となる以前から休止届出が提出されているという場合には、改めて変更を届け出る必要はないということ、確認をここでさせていただきたいと思えます。

一方の休廃止前の小売電気事業者とのマッチングでありますけれども、休廃止前の段階でのマッチングについては、予備電源制度への応札前までに発電情報掲示板に情報を掲示するという点については、必ずしもそこまでを強制することはなく、事業者個々の判断に委ねることとしてはどうかと考えます。なお、予備電源に落札できなかった場合であって、かつ応札前に発電情報掲示板に情報を掲示していなかった場合においては、落札結果判明後

から休廃止までの間に情報の掲示を行う。

また、逆に一度予備電源となった後、その契約期間が終了して、休廃止をその後しようとする場合には、仮に応札前に発電所情報掲示板に情報を掲示していても、あるいはしていなくても、休廃止の前に改めて情報の掲示を求めることとして、マッチングの機会を引き続きしっかりと開いていくこととしてはどうかということでございます。

後ろの10ページには、様々な類型をお示ししていますので、参考にご覧いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。

予備電源について、論点を三ついただいたということであります。先ほどと同様に、ご意見、あるいはご質問がある委員、オブザーバーの方は、コメント欄にてお知らせいただければと思います。

それでは、新川オブザーバーをお願いします。

○新川オブザーバー

電力・ガス取引監視等委員会の新川でございます。

予備電源につきましては、予備電源の調達方法を総合評価方式で決定されまして、そのうちの入札価格の妥当性を当委員会において確認をするということとされていると認識をしております。今回議論されました修繕費につきましては、休止期間中の維持コストともなることから、実績からの参照は難しい点など考慮すべき要素も多いため、今後、エネ庁、それから広域事務局とも、監視等委員会事務局としても議論してまいりたいと思っております。

今回、事後的に増額することは認めないこととしてはどうかというご提案でございますが、仮に事後精査みたいなものが導入されるとすれば、それについては、しっかり検討を深めて、内容の確認がなされる必要があると。こういうふう考えております。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

じゃあ、辻委員をお願いします。

○辻委員

はい、ありがとうございます。

修繕費のところについて、私も一つだけコメントです。ご提案、資料に書いていただいたとおり、なかなか設備の腐食状況等を事前に評価するのは難しいということがある一方で、幅広く、その可能性を織り込んでおくということは、ある程度できるでしょうと。一方で、それが広く見積もり過ぎたところの対応策として、事後的に払戻しというか、していただくということとセットで、うまくバランスを取るという方向性はよいのかというふうに思い

ました。

ただ一方で、設備の種類、ケースごとに、やはり予備電源の話については少し特殊なところもございますので、その対象となる設備の状況、特異事情というか、そういったところについては、よく確認をしていただいて、最終的には総合評価方式の中で決めていくということになりますので、価格の大小というのが特に強く落札結果に影響してくる部分も、少しは低いということになるかと思っておりますので、実態をよく把握しながら、最後に書いていただいているように、どういうやり方が一番いいかということも、もう少し検討を深めつつ、事後評価の中でも、また柔軟に対応できるといいのかと思っておりました。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

小宮山でございます。

ご説明ありがとうございました。私も、こちらの修繕の考え方について、コメントとなりますけれども、まず、今回ご提案いただきました、入札時の価格から修繕費を事後的に増額することは認めないと。仮にそのように進める場合には、逆に事業者様にとっては、電源の状態を事前の的確に把握するインセンティブにもつながるのではないかというふうにも思っております。

また、こちらは純粋に経済性ベースではなくて総合評価で判断するというところでございますので、今回のご提案の方向性もあり得るのではないかというふうに思っております。

また、最後でございますけれども、こちらのポツにも書いてございますけれども、事後に実施しなかった修繕の部分の費用については、支払わないといった措置を講じる、それもあり得る案かと思っておりますけれども、他方で、事前に各所の修繕の必要性・合理性をよく確認することで、事後に実施しなかった修繕の分の費用を支払わないといったことを予防できることにもつながるのではないかと。事前と事後で、合理性をどういったバランスで確認するか、そうした点も、制度を検討する上では大事な点かなというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

齊藤オブザーバー、お願いします。

○齊藤オブザーバー

関西電力の齊藤でございます。私からは、5ページの修繕費の考え方について発言させていただきます。

まず、2ポツ目に記載のとおりですけれども、事前に予測しない不具合のために、追加の修

繕が発生することが考えられるというふうに思っております。例えばボイラー内部配管の蒸気漏れなど、こういった偶発的なトラブルが発生いたしまして、運転が継続できずに、想定外の修繕工事が発生するケースというのがあるかというふうに思っております。

この点、4ポツ目には、必要となる可能性のある修繕はある程度事前の予測ができると記載いただいておりますが、こうした追加修繕は、先ほどのトラブル事例のように様々なケースがありまして、発電事業者として、どの事象が発生するかまでは全て予測できません。そのため、今回ご提案いただいた修繕内容の予見可能性を前提とした仕組みでは、不具合事象が想定するケースではなかった場合に、修繕内容が違うことを理由に支払いがなされないと整理されてしまいますと、発電事業者がその負担を強いられるということになるかというふうに考えてございます。また、それを回避するために、可能性があるケースを入札価格に全て織り込むということも、これもまた現実的ではないというふうに考えてございます。

その上で、今後、修繕費の考え方につきましては、詳細検討をいただく際には、予備電源確保のための応札インセンティブの観点も踏まえまして、発電事業者がこういった不測の負担を強いられることがないようなやり方をご検討いただければと思います。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。

ほかはいかがですか。よろしゅうございますか。はい。

修繕について、メインでご質問、ご意見があったと思いますが、それも含めて、事務局からご回答等あればお願いいたします。

○事務局

事務局でございます。

コメント、ご意見、誠にありがとうございます。

辻委員、小宮山委員からコメントを頂戴しましたように、難しさがある一方で、様々な事業者としてのしっかり事前に必要な費用の精査を行うインセンティブにつながっていくのではないかという点ですとか、あるいは総合評価との関係性の中でも賛同できる部分はあるというご意見、あるいは、その中でも、事後的な評価の考え方も取り入れてはどうかというようなところ、よくご意見を踏まえて今後検討していきたいと思っておりますし、あるいは齊藤オブザーバーからいただいたように、事前の予測が、これは事業者のお立場からすると、なお一層、そういう点あるかと思っておりますけれども、予測がどうしてもできないものというのは生じるものだという、こういう実態もあろうかと思っております。こういった点もよく踏まえていきたいと思っております。

その一方で、例えば入札段階でかなり低めに入れた上で、後から追加修繕費も認めるといったところをどこまで認めるかというところは、モラルハザードにならないかというような視点もよく考慮に入れる必要があると思っております。こういったところの仕組みと、そ

れから監視をどういう形でできるかというのは、新川オブザーバーからもコメントをいただきましたように、今後、よく監視委さん、それから広域機関とも議論、相談をしながら、きちんとした制度構築に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。

予備電源については、まだまだ詳細について議論すべき点があるということでの今回の論点だったと思います。

修繕費について、相当難しい問題が実務的にはあるだろうということで、事後精算の問題、あるいは事前にどこまで積めるのかという問題、これらをどうやってバランスを取っていくのかというところ、そして事後、本当になくしちゃうのかということだと思いますが、そういうのも含めて、事務局では、必要な視点は、最も社会的に見て安価な調達というものは一体何なのか、これは予備電源の位置づけも含めてだと思いますが、そうした観点で、しっかりご検討いただくのが重要というふうなご指摘だったというふうに思いました。はい。ありがとうございます。

(3) 需給調整市場について

○大橋座長

それでは、よろしければ議題の3、需給調整市場についてということで、資料5からお願いいたします。

○事務局

では、資料5をご説明させていただきます。

こちらは一般送配電事業者が調達をした三次調整力②の余剰分を時間前市場に供出するという方針について、以前より、本作業部会あるいは電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合、電力広域機関の需給調整市場検討小委員会において、検討を進めてきたところでございますけれども、今回は、これまでの議論を踏まえまして、本取組の開始時期についてご議論いただきたいと思います。

途中はちょっとおさらい等々になりますので、5ページまで飛ばさせていただきます。

これまで電源の有効活用、あるいは社会コスト低減等の観点から、この取組について、関係各所連携して検討を進めてきたところでありますけれども、本取組については、三次調整力②を確保したT S Oが時間前市場に入札することとして、取組開始当初は、3時間ブロックで調整力を調達することに伴い確保している、太陽光の上振れ・下振れにかかわらずに使用しないとされる調整力量から、時間前市場に投入するというふうにしております。

制度設計専門会合におきまして、市場支配力に関する評価結果を踏まえて、T S Oが時間前市場に売り入札する際の価格については、まずは価格比率等は設けずに、取組開始後の状

況を踏まえて、必要に応じて、さらなる対応を検討することとされたところでございまして、こうした状況を踏まえ、時間前市場における売り入札に向けて、T S Oにおいて供出量・供出価格算定に必要な実務面の整備を進めてきて、関係各所、準備が整ったという状況でありまして、最速ですけれども、10月下旬には入札開始できる見込みとなったことから、入札の準備が整ったT S Oから順次、時間前市場における取引開始を進めていくこととしてはどうかというところでございます。

後ろのほうは参考資料として、少し状況もご参考につけておりますけれども、今回の主たる議題は、最速で10月下旬には入札開始できるというところ、順次進めていってよいかというところ、コメント、ご意見ありましたら、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

論点一つのみということございまして、これについてということで、ご議論いただければと思います。ご意見、ご質問あればいただければと思います。いかがでしょうか。

はい、ありがとうございます。新川オブザーバー、お願いします。

○新川オブザーバー

監視等委の新川でございます。

三次調整力②の余剰分の時間前市場供出に関しましては、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門家会合において、インバランス料金への影響や価格比率の要否に関して、検討を進めてきたところでございます。先ほどいただきましたご説明によれば、一部の一般送配電事業者が最速で10月下旬に時間前市場における取引を開始するというところでございまして、時間前市場において、合理的な価格設定がされているか等、監視等委員会としても、しっかりと監視を行ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

山次オブザーバー、お願いします。

○山次オブザーバー

広域機関の山次でございます。

こちら先ほどのとおりでございますけれども、広域機関の検討会でも各種議論いただいております、これまでも、こちらも含めた各種の議論を進めていただきました結果が、この形だと思っております。これまでのご議論、どうもありがとうございます。

制度議論の中でも、様々なご議論がありましたところもございまして、今回、ここにも、まさにこのページにもお書きいただいておりますように、実務という観点でも、やはりいろんな時間がかかってきて、そうした中で、ここまでたどり着けたこと、改めて関係者の皆様方にはお礼を申し上げたいと思います。

こうした市場改革とでも言うべきものは、やはりこうした大きなものから小さなものま

で様々ございますけれども、実務も制度も含めて進めていくものだと思っておりますので、こうして進めていく中で、どこで終わりというものはございませんので、引き続き進めていくことに関しまして、皆様、ぜひ今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続いて、失礼しました、菊池オブザーバーをお願いします。

○菊池オブザーバー

はい、ありがとうございます。東北電力ネットワークの菊池でございます。私からは、一般送配電事業者の立場としてコメントを申し上げます。

今、事務局のほうからもご説明がありましたとおり、三次調整力②の余剰分の時間前市場への供出の開始時期でございますが、これまで関係各所におきましてご議論、整理いただいた結果として、取引開始時期につきましては、来月10月の下旬からということになっております。資料の5ページ目に記載がありますが、準備ができたTSOから順次取引を開始するということに関しまして、異存は全くございません。引き続き、取引開始に向けた適切な準備をしまいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。

中谷オブザーバーをお願いします。

○中谷オブザーバー

はい、ありがとうございます。

説明ありがとうございました。この三次②の時間前市場供出については、三つの領域に区分して検討をすることになっております。この資料にありますとおり、今回の検討対象である「領域a」については、2025年度以降、三次②の商品の30分化に伴って、なくなる領域です。最速で10月中には入札を開始予定ということですので、三次②の時間前市場に供出される分、市場の厚みが増すため、速やかに検討いただいたことに御礼申し上げます。

また、本取組を開始して、一定程度経た後には、取組状況について検証し、さらなる工夫や、「領域b、c」の時間前供出の検討につなげていただくようお願いをいたします。

私からは以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

今のは、資料の7ページ目のことをご指摘いただいたということでございます。

おおむねご発言いただけましたでしょうか。

もし、事務局から何かあればですが。

○事務局

はい。一つだけ、中谷オブザーバーからいただきましたような取組状況については、よくこの後も少し、しっかりとウオッチをしていきたいと思えます。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。

このテーマについては、特段、皆さんご異論はなかったのかなということだと思えますので、引き続き、三次②の時間前供出について、事業者とともに、実施に向けて検討を進めていただければということだと思えます。ありがとうございます。

(4) ベースロード市場について

○大橋座長

それでは、最後の議題となりますけれども、ベースロード市場についてということで、資料6、お願いいたします。

○事務局

では資料6、ベースロード市場についてご説明させていただきます。

1 ページですけれども、本年7月31日の作業部会において、今年のJEPXにおけるBL市場運営に係る実務面の諸課題等についてご議論をいただいたところですが、その後、調整を進めまして、ベースロード市場ガイドライン、それから業務規程の改定等々を進めております。8月31日には第1回のオークションが開催されましたので、その結果のご報告をさせていただきます。

2 ページ、概観いただきますと、今年の4回のオークションのほうは、こういった形で1年商品と長期商品、それぞれ固定価格取引と、それから事後調整付取引を導入しているところでございます。

3 ページ、ご覧いただきたいと思えます。今年度、第1回目の1年商品・固定価格取引の約定処理の結果でございますけれども、合計約定量としては、約38.8億kWhとなりました。新電力の販売電力量のこれは約2.5%ということになります。過去に最も約定量が多かった昨年度、第1回オークションの約定量に比べますと、62%程度ということになっております。また、本年度から市場範囲が分割された九州については、0.2億kWhということになりました。

4 ページですけれども、第1回オークションの応札量をご覧いただきたいと思えます。売応札のほうは、制度的供出者以外からの応札もございまして、入札量は約351.6億kWh、前年度第1回オークションと比較しますと、売札量としては、約68%の減少となっております。また、買応札のほうですけれども、入札量は114.6億kWhということで、こちらは前年度第1回オークションと比較しますと、28%減少となっております。これは適格相対契約控除量の引上げ等々の要因がある、すなわち適格相対契約が一定程度増えたということ

を示唆している可能性があると考えておりました、約定率として見ますと、33.9%ということで、昨年度までと比べますと、大幅に上昇したという結果となっております。

5 ページ、ご覧いただきたいと思いますが、2 年商品・事後調整付取引の結果ですけれども、2 年商品については、全エリアで約定しまして、17.2 億 kWh の約定量となりました。過去の 1 年商品の約定量と比較しても、約定量全体として見ると、多いということが言えるかと思えます。売応札のほうは、制度的供出者のみでありまして、42.4 億 kWh、買札量のほうは 35.5 億 kWh となりまして、この中で約定率は 48.6%というふうになりました。事後調整付取引の調整係数についても、ご参考に載せております。次回以降のオークション時にご参考になるかと思えます。

6 ページ、ご覧いただきたいと思えます。約定価格についてですけれども、1 年商品・固定価格につきましては、東日本で 16.99 円、西日本で 11.05 円、九州で 13.03 円というふうに、昨年度の第 1 回オークションと比較しますと、いずれも低い水準となっております。2 年商品・事後調整付取引の約定価額としては、東日本 19.22 円、西日本 14.21 円、九州 14.35 円ということで、1 年商品・固定取引よりは少し高い水準ということになりました。

7 ページ、まとめでございます。1 年商品・固定価格取引についてですけれども、約定量あるいは高い約定率というところからすると、売手・買手の価格目線は、ある程度一致していたと言えるのではないかと考えております。また、新電力からの売応札もあったということでありまして、新電力にとっては、売市場としてのニーズが一定程度あったと言えるのではないかと思います。また、買応札量の減少についてですけれども、これは 1 年商品について言えば、一方の 2 年商品ができたということからして、応札が分散したという点、それから第 3 回に実施する 1 年商品・事後調整付取引があるということを念頭に、一部応札を控えられた方もあったかもしれないと考えております。一方、昨年度、燃料費の価格変動リスクの過度な織り込みが課題ということになりましたけれども、引き続き、それでもなお固定価格へのニーズはあったということが今回言えるのではないかと思います。今後、供出価格の考え方、燃料費の価格変動リスクの織り込み状況等、どのように変化したかについては、電力取引等監視委員会において、事後検証される予定ということでございます。

また、2 年商品についてですけれども、売応札は制度的供出者のみであった一方で、買応札者数自体は 1 年商品ほど多くはなかったものの、売応札に対し相応の買入札となったことから、長期取引（2 年受渡し）について一定のニーズがあったと言えるかと思えます。約定価格についてですけれども、調整係数を算定するために参照する足元の石炭価格が、先物の価格よりは高かったといったような事情もあつてか、1 年商品よりは高い水準となったというふうに見ております。今後ですけれども、ベースロード市場において、事業者のニーズ、今後の取引状況等を踏まえて、内外無差別な卸売への取組の関係ですとか、1 年商品、2 年商品のバランス等について、今後、2 回目、3 回目、4 回目といったオークションの状況も見ながら、検討を引き続きしてまいりたいと思えます。

8 ページ、ご覧いただきますと、今後、2 回目、3 回目、4 回目のスケジュール、記して

おります。

以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

ベースロード市場の今年度第1回目の結果について、ご紹介いただいたということになります。この点について、ご意見あるいはコメント等ありましたらいただけますと幸いです。いかがでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、新川オブザーバーをお願いします。

○新川オブザーバー

監視等委員会の新川でございます。

詳細は今後確認が必要だと思っておりますけれども、昨年度に比べまして、約定率が大幅に上昇したことはよい傾向と思っております。事務局、それからJEPXの皆様のご努力、また各社のご努力に感謝をしたいと思っております。

事後調整付商品が導入された中、燃料費の変動リスクの織り込み方に変化があったのかなど、今後、しっかりと事後監視を行ってまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

辻委員、お願いします。

○辻委員

ありがとうございます。辻です。

今回、第1回のオークション計画を説明いただいて、状況はよく分かりました。ご報告ありがとうございます。

今回の制度変更の影響がどうだったかということの評価に関しては、第3回目に事後調整付の1年物があるというような、そういうつくりになっているところもありますので、年間を通じた評価というのが最終的には必要になってくるころだと思っておりますので、引き続き、状況をよく確認いただいて、年間を通じたところで、どのような評価になるかというところがしっかり、また評価をお願いできればと思っております。

あと今回、九州エリアを分割という、エリアの分割の仕方を変えたという話が、制度の変更と同時に出ていますので、この九州を分割したことの影響がどうだったかということも、そこも完全に切り分けることはできないとは思いますが、できる限り、その影響を切り分けて評価できるように、今後整理いただければよいかと思いました。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございました。

続いて、國松オブザーバーをお願いします。

○國松オブザーバー

はい、ありがとうございます。日本卸電力取引所、國松です。

ベースロードに関しましては、いろいろ発言させていただきましたが、結果、大きな問題なく取引が成功できて、一安心しているところでございます。とはいえ、いろいろ検証しなければならない点というのは多うございまして、それを、7ページにもございますが、電力取引監視等委員会様のほうでしっかり検証いただくということなんです。これ、検証して、いつその答えを出すのかといった、大きな問題になるのかなと思います。1回目が終わって、2回目、3回目がまだある中で、どのタイミングで、どういうふうに言っていくのか、それとも既に、供出価格の考え方につきましては、供出義務者等の中でコミュニケーションを取られて、是正された状態で、是正というか、必要があれば是正された価格で今回の入札がなされたのかということにつきましては、非常に興味……。それが途中でまた変わるとなると、またこれはこれで何かいろいろ問題があるのかなとも思いながら考えております。

一つ、今回で大きな制度での変更ではないんですが、入札価格に影響を与えることとして、容量市場の容量負担金の支払いが24年度から行われるという中では、固定費の回収がある程度されていて、残り分がBLのほうに供出されるものと考えていました。それが、どの程度、固定費が容量市場のほうで回収されていて、残りの分がこちらに出てきたのかと。そこに各社のばらつきはなかったのか、エリアのばらつきはなかったのかと、いろんなところは考えていく必要があるのかなと思っております。価格だけ見ると、それほど大きな変更がないようにも考えられますので、もともとBL電源と言われているものは固定費が非常に高額であって、それに対して重量費というのは比較的安いという電源であろうという特色がある中で、その固定費が容量市場によって回収されている中で、残り分というものの価格として見たときのBLの入札価格というのは適切であったのかどうなのかという面でも、電力取引監視等委員会様のほうでは、しっかり検証されるもののように思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

続いて、佐々木オブザーバーをお願いします。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。私はから1点コメントさせていただきます。

今回、ルールの見直しによって、売手側・買手側、双方のニーズに近づいていたものと前向きに受け止めております。その一方で、価格水準に目を向けますと、一部のエリアでは、大手・小売の価格とのアンバランスが大きいのではないかなと感じております。例えば高圧の小売料金で考えた場合に、東日本の約定価格を調達原価として、託送料金等のコストを加味した上で生成される料金、粗利を含まない料金というのは、計算してみると、やはり大手

さんの標準メニューより割高とならざるを得ないエリアが存在しますと。これ自体は、B L市場の問題というよりは、小売料金の問題なのかもしれませんが、本件が競争環境の整備の観点で実施されているものと思いますと、これはつながっている課題かなと考えられます。したがって、今後、市場結果、1回ではなかなかどうこうというのはないのかもしれませんが、今後の結果を踏まえて、ご検討いただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。はい。

ご指摘ありがとうございます。

事務局のほうから今の点についていただけますでしょうか。

○事務局

では、事務局からですけれども、まず今後の価格の今回の結果の監視につきましては、監視委さんをお願いをするということで、國松オブザーバーからもコメントがあったように、そのタイミング等々も含めても、しっかりと連携をさせていただきながら対応していければと思っております。

また、エリアの考え方についてでございますけれども、こちらは基本的には1年を通じて、年度末には、しっかりとその状況について振り返りをし、どういう形が適切かというところを見ていくことになるかなと思っておりますけれども、一方で、エリアの考え方が都度都度変わることになりますと、この市場における先行きに対する見通しも持ちにくくなるという観点もあろうかと思っておりますので、そういったところ、よく論点、バランスを見ながら、今後、どう対応できるかというところを検討していければと思っております。

イーレックス、佐々木オブザーバーからのコメントもよく踏まえて、エリアの考え方、あるいは大手と小売との価格差といったところも、できる限り見ていきながら、どういった対応ができるかというところ。都度、対応を検討してまいりたいと思います。

事務局から、以上でございます。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

新川オブザーバー、お願いします。

○新川オブザーバー

はい。監視等委員会の新川でございます。

先ほど、國松オブザーバーから、スケジュールについてご質問がございました。事後の検証につきましては、できるだけ早くというふうに考えておりますし、また、年間を通してのトータルの監視ということも、やらなければいけないというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○大橋座長

はい、ありがとうございます。

大体、よろしいでしょうか。

これは辻委員からもありましたが、まだあと3回、オークションがございまして、また、このオークションも、若干、商品が3回目とかで入れ替わるというふうな感じのオークションになっています。そういう意味で、これは検証もしていただきつつ、ただ、検証結果というのは入札行動にも跳ね返りますので、どういうふうなタイミングで検証の議論をするのかということも、多分、一つ検討課題だろうということだったのかなと思います。

まず1年走らせてみてということではありますが、一回一回、着実に積み重ねていこうというところも重要な観点だと思いますので、ぜひ、事務局においては、必要な検討をしっかりとさせていただくということが重要だと思っています。

ありがとうございます。以上が本日ご用意させていただいた議題となりますが、もし委員、オブザーバーで、全体を通じて、もしご意見等ありましたらいただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

3. 閉会

○大橋座長

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、検討作業部会、閉会といたします。

本日も活発なご議論、また対面の方はご参集いただきまして、暑い中、ありがとうございました。

これにて終了といたします。失礼いたします。